

平成 27 年 5 月 29 日

四国地区 10 信用金庫による 「大規模災害発生時の相互支援協定書」の締結について

当金庫は、四国内の 9 の信用金庫と「大規模災害発生時の相互支援協定書」を下記のとおり締結しました。

本協定は、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害等が発生し単独で業務継続に支障が生じる場合に相互に支援を行うことで、被災信用金庫の営業地域における金融機能の維持または早期の復旧に資するものであります。

記

1. 協定の概要

四国地区の 10 の信用金庫の営業地域において、南海トラフ巨大地震をはじめ津波、台風、豪雨等により被災し単独での業務継続が困難になった場合、以下の項目について他の信用金庫が相互に協力して被災信用金庫を支援するものであります。

2. 支援項目

- (1) 食料、飲料水等の生活関連物資の提供
- (2) 業務機能の維持や復旧対策等に必要な資器材等の提供
- (3) 業務機能の維持や復旧対策等に必要な人員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、被災信用金庫が必要とするもの

3. 四国地区にある信用金庫（金融機関コード順）

徳島県（2 金庫）	徳島信用金庫	阿南信用金庫
香川県（2 金庫）	高松信用金庫	観音寺信用金庫
愛媛県（4 金庫）	愛媛信用金庫	宇和島信用金庫
	東予信用金庫	川之江信用金庫
高知県（2 金庫）	幡多信用金庫	高知信用金庫

以上